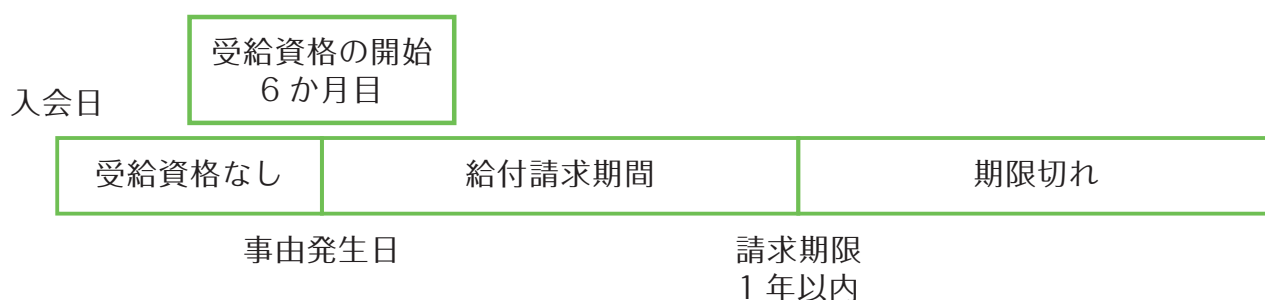


受給資格と請求期限

- ・給付金の請求は、受給資格を得た日以降から退会するまでに発生した事由が対象です。
- ・受給資格は、入会して満 6 か月後に資格が生じます。請求期限は、事由発生日から 1 年以内です。
- ・給付事由は、発生した日から起算します。ただし、入学祝金は入学年度の 4 月 1 日、入院見舞金は退院日が起算日となります。
- ・会員死亡の場合は、死亡日が退会日となりますが、死亡日から 1 年以内に会員死亡弔慰金を請求することができます。



給付金請求書と請求方法

- ・「給付金請求書」の書式は、本ガイドブック（P57,58,59）をコピーしてご利用いただくか、カナルこうとう HP（ホームページ）からダウンロードすることができます。
- ・「給付金請求書」に記入のうえ、必要書類（P56 参照）を添付して、窓口または郵送にてご提出ください。

受取方法

（１）窓口受領

- ・会員本人が受取の場合 ⇒ 給付金請求書（記入）と必要書類（P56 参照）及び会員証を持参のうえ、窓口におこしください。※会員証提示
- ・代理人受取の場合 ⇒ 委任状欄に会員本人が記入した給付金請求書と必要書類（P56 参照）を持参のうえ窓口におこしください。
※代理人が会員の場合、会員証提示
※代理人が会員でない場合は、ご本人が確認できる免許証、保険証等を掲示

（２）振込受領

- ・給付金請求書（記入）と必要書類（P56 参照）を郵送してください。
※書類到着日が受付日となります。
- ・会員本人の口座を指定してください。
※会員死亡の場合は請求者の名義口座のみの受取になります。
- ・振込手数料は当センターが負担します。

注意事項

※書式は、令和 6・7 年度版ガイドブックあるいは HP（ホームページ）からダウンロードしてください。給付請求に必要な証明書類等は全て写しで可能です。